定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年四月十八日

大阪市西区立売堀六丁目一番六号

株式会社石井

代表取締役　石井　年

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年四月十八日

神戸市東灘区魚崎浜町一四番地七

阪神サイロ株式会社

代表取締役　市田　眞一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年四月十八日

高知県四万十市中村京町三丁目一〇番地

大和建設株式会社

代表取締役　青木　史仁

社債権者集会招集公告

左記のとおり株式会社鬼怒川温泉山水閣第一回転換社債型新株予約権付社債権者集会を開催いたしますから公告いたします。社債権者各位はご所有社債券を平成二十三年五月二日までに招集者である株式会社鬼怒川温泉山水閣にご呈示下さい。書面により議決権を行使する場合には、平成二十三年五月十三日午後五時必着で招集者にご送付下さい。

一、集会の日時

平成二十三年五月十六日午前十一時

一、集会の場所

東京都台東区台東二丁目一九番五号武井ビル二階

株式会社鬼怒川温泉山水閣東京営業所

一、集会の目的たる事項

株式会社鬼怒川温泉山水閣第一回転換社債型新株予約権付社債につき、償還期日の変更、新株予約権の行使請求期間の変更および社債権者集会開催場所の規定変更

平成二十三年四月十八日

栃木県日光市鬼怒川温泉滝五三〇番地

発行会社　株式会社鬼怒川温泉山水閣

代表取締役　齋藤　清二

限定承認公告

本籍和歌山県和歌山市紀三井寺二八七番地六、最後の住所東京都八王子市犬目町一八一番地八

被相続人　亡　大谷　和吉

右被相続人は平成二十三年二月五日死亡し、その相続人は平成二十三年四月六日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十八日

東京都八王子市犬目町一八一番地八

相続財産管理人　遠藤真理子

限定承認公告

本籍鹿児島県南九州市頴娃町別府六八二五番地、最後の住所大阪府泉大津市池浦町一丁目三番一九号

被相続人　亡　荒武　昌義

右被相続人は平成二十二年八月二日死亡し、その相続人は平成二十三年四月四日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十八日

静岡県浜松市中区富塚町二一三二番地一四

五　限定承認者　祝迫　浩充

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年五月二十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年四月十八日

北海道札幌市中央区北一条西四丁目二番二号札幌ノースプラザ一一階

インシグノパートナーズ株式会社

代表取締役　飯島　紳

正　誤

平成二十三年一月二十八日（号外第十八号）公布環境省令第一号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六〇ページ上段終りから一行目の次に次を加える。

（準用）

第二十四条　附則第五条第一項の規定は附則第十三条第三号の規定の適用について、附則第六条第一項の規定は附則第十六条第三号の規定の適用について、附則第七条第一項の規定は附則第十九条第三号の規定の適用について、附則第八条第一項の規定は附則第二十二条第三号の規定の適用について準用する。

（既存管理型最終処分場に係る確認の基準の例）

第二十五条　既存管理型最終処分場に係る附則第十六条第三号及び附則第二十二条第三号の規定の適用については、これらの規定中「事項」とあるのは、「事項（同表リの項(8)に定める事項については、新規則第十二条の七の二第八号ロからトまでに掲げる事項、同号チに掲げる事項（平成二十三年十月一日以後に行った新最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に係るものに限る。）及び第八号リに掲げる事項とする。）」とする。

附則様式（附則第十二条、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条関係）

優良基準適合確認申請書

年　月　日

都道府県知事　殿

（市長）

申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号）附則第5条第1項附則第5条第2項において準用する同条第1項附則第5条第3項において準用する同条第1項附則第5条第4項において準用する同条第1項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号
許可の有効期間の満了の日	年　月　日
収集運搬業・処分業の区分	
※事務処理欄	

（日本工業規格　A列4番）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十五日付特第二九号ニ
府調達第七二号一六ページ

ページ●同月十八日付第八二号六四ページ●同日付政
●三月二十九日付参会第八号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）